

資料提供	
令和6年6月24日（月）	
課名	議世事務局総務課
担当者	川相
内線	4721
直通電話	082-513-4721

「政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開  
に関する条例」に基づく広島県議会議員に係る報告書の閲覧について

このことについて、次のとおり行います。

1 閲覧開始日

令和6年7月1日（月）

2 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（ただし、県の休日を除く。）

3 閲覧場所

議会情報コーナー（議会棟1階）

4 閲覧者

どなたでも閲覧できます。

5 閲覧手続

閲覧請求書（別記様式）に所要事項の記入が必要です。

6 閲覧に供される報告書及びその内容

(1) 資産等補充報告書（全議員64人分）

令和5年1月1日以降に新たに有することとなった資産等で同年12月31日において有するもの

(2) 所得等報告書（再選議員49人分（元議員1名及び新人議員14名を除く））

令和5年分（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の所得等

※ 当該期間を通じて議員であった者のみ対象

(3) 関連会社等報告書（全議員64人分）

令和6年4月1日現在で報酬を得て役職等に就いている場合の会社その他の法人の名称、住所等